

令和4年2月22日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中園	弘一
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	松尾	一秋
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	石井	稔郎
市	民部長	牛島	憲治
健康福祉部	長	橋本	妙子
建設経済部	長	山口	英二
教	育部長	原	信也
総	務課長	秋山	勲
財	政課長	田中	和己

議事日程第1号

令和4年2月22日(火) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 委員長報告
- 第4 議案上程・説明
- 第5 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第6 請願委員会付託

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 委員長報告
 - 令和3年請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府への意見書提出についての請願
- 第4 議案上程・説明
- 第5 議案審議
 - 委員会提出議案第1号 知的障害者が安心して暮らせる制度の充実を求める意見書
- 第6 請願委員会付託
 - 請願第1号 用途地域の見直しについての請願
 - 請願第2号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進することを求める請願

午前10時 開会

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの定例会、よろしくお願い申し上げます。

今会期中も新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用を許可しております。また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お知らせいたします。

委員長報告書、議案書、資料、請願、説明員名簿、提案理由書及び一般質問表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和4年第2回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（角田恵一君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和4年第2回八女市議会定例会の運営につきまして、去る2月17日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

まず、会期であります。本日2月22日から3月17日までの24日間といたします。

その内容についてですが、本日開会をいたしまして、2月28日と3月1日を一般質問、3月3日と4日を議案審議、7日から9日に委員会分科会を行い、17日を閉会日といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（角田恵一君）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から3月17日までの24日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの24日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において10番牛島孝之議員、13番大坪久美子議員を指名いたします。

日程第3 委員長報告

○議長（角田恵一君）

日程第3. 委員長報告を行います。

令和3年12月定例会において厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府への意見書提出についての請願を議題といたします。

厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

おはようございます。令和3年12月定例会において、厚生常任委員会に付託されました請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府への意見書提出についての請願について、閉会中に継続審査いたしました経緯並びに概要について御報告申し上げます。

まず、担当課並びに施設関係者から、障害者総合支援法の制度や施設の実情等について説明並びに御意見をお聞きし、慎重に審査を行いました。

障害者総合支援法は、3障害と言われる身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法において制度格差があった支援費制度を統合一元化し、行政がサービスの内容決定や事業者の特定をする措置制度から、障がい者の自己決定を尊重した制度を目指した障害者自立支援法を経て、「自立」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」という基本理念の創設の下、平成25年に施行されております。

審査の過程において、担当課からは、障害支援区分はどこに住んでも平等に公平にサービスを利用できるようにするための指標であること、それにより利用者の障害支援区分に応じて報酬単価を決定するものであること、グループホームについては、障害者支援施設を小規模にしたものではなく、地域にある一般的な住宅で利用者一人一人が個々に合った支援を受けながら、自立して暮らしを目指せる生活の場であること、職員の給与推移については、仕事の内容の大変さに比べて賃金が低い実態を国も問題にしており、処遇改善加算や資質向上のための計画等を算定し、賃金だけでなく、働きやすい環境を整えることができるよう対策を講じていることなどの説明を受けたところであります。

また、施設関係者からは、報酬単価の件もあるが、成り手不足などから、現場は非常に厳しい状況であるとのことでした。

以上が審査の経緯並びに概要であり、採決の結果、賛成多数で採択することに決しました。議会におかれましても、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

なお、令和3年請願第7号について採択いただきましたら、後ほど意見書案を提案させて

いただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第7号に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、請願第7号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第4 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第4. 議案の上程を行います。

市長より議案30件、委員長より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第3号から委員会提出議案第1号まで計31件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は、令和4年第2回八女市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

今定例会におきまして、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算並びに重要な案件の審議をお願いするに当たり、私の市政運営の方針について御説明申し上げ、市議会の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願いする次第でございます。

まず初めに、現在直面する喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策と地域経済の活性化及び集中豪雨による被災地の復旧・復興対策について申し上げます。

現在の市政運営は、まさに新型コロナウイルスとの闘いとなっております。感染症が国内で初めて発生して2年余りの月日がたちましたが、今もなお収束の兆しが見えず、市民生活

や地域経済に大きな影響を及ぼしております。現在、オミクロン株の流行により、全国で感染拡大が続いており、この八女市においても、これまでにない数の新規陽性者が確認をされています。

本市では、これまで感染症対策本部及びワクチン接種推進本部において、感染対策の方針を協議、決定し、対策を講じてまいりましたが、今後も引き続き状況を注視しながら、医師会、医療機関、保健所等、関係機関との連携をより一層強化するとともに、市民の皆様へ引き続き基本的な感染防止対策をお願いしてまいります。

ワクチン接種については、本市における2回目の接種率は対象者の83.6%となっており、おおむね希望される方への接種は完了しております。3回目のワクチン接種については、この2月より一般の65歳以上の方を対象に開始していますが、さらに予定していたスケジュールを前倒しして、全ての対象者の方が2回目の接種以降6か月で接種できるよう取組を進めているところでございます。

一方で、社会経済活動の維持、回復についても対策を講じなければなりません。感染拡大が続く中で、観光、飲食業をはじめ、地域経済は長期にわたり大きな打撃を受けております。この苦境を乗り越えるため、本市では国県の支援策に加えて、八女市独自の総合的な緊急支援策を段階的に打ち出し、地域経済や市民生活への支援など、状況に応じたきめ細やかな施策に取り組んでまいりました。

引き続き、今定例会に提案いたします補正予算と新年度当初予算におきましても、コロナ対策として国県補助事業、市独自事業合わせて総額719,450千円の事業規模により、地域経済及び市民の健康と暮らしを守る取組を推進してまいります。

次に、災害への対応についてでございます。

近年、全国で自然災害が頻発し、激甚化する中で、本市においても一昨年の7月豪雨に続き、昨年は8月の豪雨により、市内各所で甚大な被害が発生をいたしました。現在、復旧事業に全力で取り組んでおり、令和2年災につきましても、次期出水期までにほぼ全ての復旧事業が完了する見込みでございます。また、令和3年災につきましても、ライフライン確保のため、一部応急工事を行っておりますが、本格的な災害復旧事業については、昨年12月に査定が完了し、工事の発注作業を行っているところでございます。

公共土木、農地農業用施設、林道、合わせまして558か所、合計2,385,000千円の事業規模となっておりますが、今後も国県と連携を図りながら、一日も早い復旧・復興を目指して取組を進めてまいります。

さて、令和4年度は第5次八女市総合計画の2年目であります。目指す将来都市像「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち八女」の実現に向け、各種の施策に全力で取り組んでいかねばなりません。

それでは、これから本計画に掲げる8つの基本政策に基づき、新年度に実施する重点施策の具体的な取組について述べさせていただきます。

まず、政策1つ目の「賑わいと利便性のある基盤づくり」についてでございます。

それぞれの地域が持つ特性を生かし、さらににぎわいのあるまちづくりを進めるため、本年3月に策定が完了する都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づき、中心拠点、地域拠点の都市機能維持向上と連携及び魅力ある土地利用の形成を進めるとともに、今後2か年をめどに都市計画区域の用途地域見直しに取り組んでまいります。

道路整備については、主要幹線道路として国道3号バイパス整備促進をはじめ、国県と連携した国県道整備の推進と併せて、市内道路の整備にも取り組んでまいります。

公共交通対策については、地域公共交通網形成計画の見直しを行い、公共交通機関やふる里タクシー等による持続可能で利便性の高い公共交通網の構築を目指します。

移住・定住対策については、マイホーム取得支援事業補助金をはじめとする様々な支援事業を行うとともに、新たに専門相談員を配置し、相談体制をさらに充実してまいります。また、市営住宅の計画的な改修に取り組むほか、安全で安定した水道水の供給を行う豊岡地区水道整備事業を令和5年度の工事完了に向けて進めてまいります。

次に、2つ目の「強靱で安全な環境づくり」でございます。

近年は、集中豪雨や地震が頻発しており、防災・減災対策が以前にも増して重要になっています。さらに防災体制を充実させ、地域の防災力を高める取組を進めてまいります。そのために消防団員の処遇改善を図るとともに、新規事業として消防団活動を応援する機運を高めるため、消防団応援の店事業を実施いたします。

なお、防災拠点の機能強化、市民サービスの向上を目指して取り組んでいる新庁舎建設は、今後、令和6年5月の供用開始、令和7年2月の全工事完了を目標に事業を進めてまいります。

次に、3つ目の「美しいふるさとづくり」でございます。

自然・生活環境の保全の取組については、引き続きごみの減量化、リサイクルの推進に取り組むとともに、地球温暖化対策の推進を図るため、新たに本市の再生可能エネルギービジョンを策定し、具体的な事務事業について調査を行ってまいります。

さらに、生活排水環境を整えるための施策として、計画的な下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進に積極的に取り組んでまいります。

そのほか、美しい景観形成や町並み環境整備の取組として、八女福島地区及び黒木地区の伝統的建造物群保存修理事業を進めてまいります。

次に、4つ目の「活力ある産業づくり」でございます。

基幹産業である農林水産業については、国県の補助事業である活力ある高収益型園芸産地

育成事業や新規就農者育成総合対策事業等を活用し、生産性や収益性の高い農業経営の実現を目指すとともに、次代を担う農業者の育成、確保に取り組んでまいります。

また、森林環境譲与税を活用した森林保全、林業の基盤整備事業の拡充や有害鳥獣対策の充実を図るとともに、白木地区にあるアユ等中間育成施設の老朽化に伴う改修工事を行うなど、内水面漁業の振興も図ってまいります。

商工業については、コロナ禍で打撃を受ける市内事業者の事業継続を図る支援金交付事業を実施するとともに、商工会議所及び商工会と連携し、プレミアム付商品券助成事業等に取り組み、地域経済の活性化を推進してまいります。

企業誘致については、引き続き前古賀工業団地の早期完成を目指し、雇用の確保を図ってまいります。

そのほか、新規事業として、若者の移住・定住、地元就職の促進と地元企業の人材確保を図るため、若年労働者の奨学金の返済を支援する若者応援事業を実施いたします。

観光振興については、上陽町のホテルと石橋の里公園整備、ほたると石橋の館施設改修の実施設計策定に取り組むなど、アフターコロナを見据え、観光リピーターや関係人口創出につながる取組を進めてまいります。

次に、5つ目の「安心して暮らせるしくみづくり」でございます。

地域福祉については、様々な関係機関と連携し、より重層的な支援体制を構築する取組を進め、ひきこもり対策、生活困窮者対策等についても支援の充実を図ってまいります。さらに新規事業として、コロナ禍で経済的に困窮する大学生等を支援する生活困窮世帯大学生等支援金支給事業を実施いたします。

障がい者支援については、自立支援事業や障がい児支援給付事業等を行うとともに、相談支援体制の機能を強化してまいります。

高齢者支援については、地域包括ケアシステムの構築や地域包括支援センターの機能強化、健康寿命の延伸を図る取組を進めてまいります。

健康づくりについては、コロナ対策に万全を期すとともに、市民の心と体の健康づくりについて充実を図ります。具体的には、健康事業や20歳、30歳代健診のさらなる負担軽減のほか、新たに健診時の交通手段の支援など、健診に行きやすい環境づくりに取り組みます。

子育て支援については、これまでの施策に加え、新たに保護者の疾病等により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に必要な保護を行う子育て短期支援事業を実施します。そのほか、母子保健事業やファミリーサポートセンター、子ども食堂についても支援内容を拡充し、取り組んでまいります。

次に、6つ目の「ふるさとを愛する人づくり」でございます。

学校教育については、児童生徒の学力を向上させる取組と併せ、屋内運動場のLED化、

筑南小学校及び西中学校のプール改修等の施設整備に取り組んでまいります。また、G I G A スクール構想に基づき進めてきたタブレット端末を効果的に活用し、これからの時代に求められる質の高い教育を目指します。

社会教育については、地域の特性を生かした公民館講座を実施するとともに、図書館施設の環境改善を図り、図書資料をさらに充実させてまいります。

歴史文化を生かした取組については、筑紫君磐井や南北朝時代等の歴史的文化遺産の保存活用、郷土出身の芸術家、文化人の作品を活用した事業を企画し、実施してまいります。

スポーツの振興については、各種大会や教室等の事業実施、指導者や社会体育団体の育成と併せ、新たに10月をスポーツ健康づくり月間とし、広報活動の一環としてFM八女番組制作を行い、市民のスポーツ・健康づくりの機運をさらに高めてまいります。

次に、7つ目の「人権を尊重した共生のまちづくり」でございます。

人権施策については、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、市民の人権意識を醸成する教育や啓発に引き続き努めてまいります。

男女共同参画の推進については、様々な分野に男女が参画し活躍する社会の実現を図るとともに、DV被害者等に対する専任相談員配置や他機関との連携により、被害者への支援体制を強化してまいります。

活力ある地域コミュニティの育成については、持続可能なまちづくりを進めるため、行政区、まちづくり団体等の自主的な活動に対する支援を行ってまいります。今年度は、新たにまちづくり協議会の活動の充実強化を図るため、モバイルW i - F i を整備し、通信環境改善の支援を行います。

最後に、8つ目の「未来につなぐ協働のまちづくり」でございます。

シティプロモーション、情報発信の取組については、広報紙や新聞といった紙媒体、テレビやラジオなどのマスメディア、ホームページやSNSといったインターネットの活用など、それぞれの発信媒体の特性を生かし、まちの魅力や特色のある取組をしっかりと市内外に発信してまいります。

市民協働については、引き続き市民提案型事業の公募やボランティア、NPO等の団体育成を図り、市民が主役となって活躍できるまちづくりに努めます。

また、市民サービスの向上のため、マイナンバーカードの取得推進やコンビニ交付の各種証明書及び自動交付機の拡充を行うとともに、デジタル技術を活用し、市民と行政が共に諸問題を解決していく社会を実現するため、新たに自治体D X推進事業に取り組んでまいります。

ふるさと支援寄附については、令和3年度は過去最高の10億円を超す寄附金を頂いております。個人への寄附の呼びかけはもとより、企業版ふるさと支援寄附の呼びかけも強化する

とともに、様々な八女の特産品や魅力体験など、返礼品のさらなる充実にも取り組んでまいります。

以上、第5次総合計画の8つの基本政策に基づき、新年度の主な取組や新規事業について述べましたが、これらの施策を着実に実施し、将来にわたり効率的かつ効果的な行政サービスが提供できる安定した市政運営を図っていくためには、事業の不断の見直しや新たな財源確保、公共施設の適正配置、経常経費の削減等、さらなる行財政改革に取り組むことが必要です。持続的に発展する地方自治体として、次の世代にしっかりとつなげるため、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

今後、人口減少がさらに進み、持続可能なまちづくりが求められていく中で、私は第5次総合計画の計画期間であるこの10年間は、本市の将来にとって極めて重要な期間であると考えております。少子高齢化対策、産業の振興、福祉、教育の充実等、数多くの課題が山積する中、コロナ禍における社会の変化や国が進めるデジタル田園都市構想、脱炭素化の推進など、時代の潮流と言える新たな課題にも果敢に挑戦し、持続可能な開発目標SDGsに取り組んでいくことが求められています。この重要な時期に、私たちは20年後、30年後、いや、50年後を見据えた長期的な視点に立って、未来の八女市の基盤づくりを今、着実に進めていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染拡大や頻発する自然災害への対応が困難を極める厳しい状況の中でございますが、まちづくりの歩みを止めることなく、市民の皆様と心をつなげて、子どもたちが大人になったときに誇りを持って暮らせるような地域をつくるため、また、八女市が持つ多くの恵みを次の世代につないでいくために、引き続き全身全霊で市政運営に取り組んでまいりますので、市議会の皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

今定例会に提案いたします案件は、ただいま申し上げました来年度の施策方針を含む当初予算など、議案30件でございます。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第3号 押印見直しに伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における市民等の負担軽減及び利便性の向上を図るため、申請書等の押印を廃止することに伴い、関係条例について必要な改正をしようとするものでございます。

議案第4号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、非常勤職員における育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第5号 八女市職員の給与に関する条例及び八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、時間外勤務手当等の算定基礎となる職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法の規定に基づいたものに改めるため、関係条例について必要な改正をしようとするものでございます。

議案第6号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、大坪奨学会の大坪家、親族の方より新たに基金への寄附をいただいたことに伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第7号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第8号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正された地方税法施行令の規定により、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられるため、必要な改正をしようとするものでございます。

また、併せて本市の国民健康保険税率等を変更するため、必要な改正をしようとするものでございます。

なお、本案につきましては、1月26日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を得ましたので、御提案を申し上げる次第でございます。

議案第9号 八女市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、都市公園としてたちばな水辺公園を新たに設置するため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第10号 八女市消防団条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、消防団員の定員を見直すとともに、団員報酬について消防庁通知に基づいた額に変更するため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第11号 八女市矢部基幹集落センター条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、八女市矢部基幹集落センターを廃止することに伴い、施設の設置について定めている条例を廃止しようとするものでございます。

本施設は、市民の福祉の増進及び地域社会の開発振興を図るため設置され、これまで八女市立図書館矢部分館や福岡県八女森林組合事務所として活用されてまいりましたが、これらの施設が移転したことを踏まえ、本施設の活用について矢部地区の行政区との協議を経た結果、施設を廃止することになったため、条例を廃止しようとするものでございます。

議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画の策定を行う場合は、県との事前協議、議会の議決を経て、総務大臣等に提出することになっております。

今回、八女市黒木町の北大淵辺地に係る総合整備計画を策定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画の変更を行う場合についても、県との事前協議、議会の議決を経て、総務大臣等に提出することになっております。

今回、八女市黒木町の月足辺地に係る総合整備計画において、林道改良月足支線の事業期間及び事業費を変更するとともに、市道改良月迫・谷浦線を計画に追加するものでございます。

また、八女市矢部村の日出・飛・土井間辺地に係る総合整備計画において、林道改良日出・樺鶴線の事業費を変更するものでございます。

以上、2つの総合整備計画の変更について、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号から議案第16号。

議案第14号から議案第16号までの3件については、一括して御説明申し上げます。

1件目は、市道路線の認定についてでございます。

星野村のその他市道六本松線につきましては、県営中山間地域農村活性化総合整備事業により、市道椋谷・村上線と市道椋谷・合瀬耳納線を結ぶ連絡道路として整備中の道路であり、今回認定するものでございます。

2件目は、市道路線の変更についてでございます。

黒木町のその他市道城ノ原線につきましては、一般国道442号大淵改良事業に伴い、路線の起点位置及び延長等を変更するものでございます。

立花町のその他の市道町川原4号線につきましては、たちばな水辺公園整備に伴い、路線の終点位置及び延長等を変更するものでございます。

3件目は、市道路線の廃止についてでございます。

立花町のその他の市道町川原・高川原線及び町川原3号線につきましては、たちばな水辺公園整備に伴い、路線を廃止するものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を配信しておりますので、よろしく願いいた

します。

議案第17号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。
今回の補正は1,401,179千円を減額し、総額は45,342,876千円となります。

歳出につきましては、事業の精算に伴う減額が主なものでございますが、国の補正予算の交付金を活用した中学校長寿命化改修事業を追加するほか、ふるさと支援寄附事業や新型コロナウイルス感染症対応設備改修事業等を増額するものでございます。

歳入につきましては、決算を見込んだ額の確定によるものであり、市税及び地方交付税、ふるさと支援寄附金の増額に伴う財源組替等による財政調整基金繰入金の減額でございます。

議案第18号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は32,676千円を追加し、総額は8,849,627千円となります。

補正の主な内容は、保険給付費とその財源である県支出金の増額、補助金精算による償還金の増額並びに繰越金の増額でございます。

議案第19号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は202,718千円を追加し、総額は8,149,033千円となります。

補正の主な内容につきましては、介護保険事業費特別会計における前年度の精算でございます。

議案第20号 令和3年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は16,475千円を減額し、総額は1,137,444千円となります。

補正の主な内容は、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の減額及び歳入における一般会計繰入金の減額でございます。

議案第21号 令和3年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は2,434千円を追加し、総額は78,051千円となります。

歳出につきましては、報酬、機械機器使用料、一般会計繰出金等でございます。

歳入につきましては、診療収入、一般会計繰入金、前年度繰越金等でございます。

議案第22号 令和3年度八女市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出では、水道事業収益を10,806千円追加し、水道事業費用を8,198千円減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入を2,717千円追加し、資本的支出を68,300千

円減額するものでございます。

補正の内容につきましては、収益的収支、資本的収支ともに事業の精算でございます。

議案第23号 令和3年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出では、下水道事業収益を76,318千円減額し、下水道事業費用を13,819千円減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入を17,608千円減額し、資本的支出を54,799千円減額するものでございます。

補正の内容につきましては、収益的収支、資本的収支ともに事業の精算でございます。

議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は39,970,000千円で、対前年度比2.5%の増となっております。

増額となる主な要因につきましては、新庁舎建設事業及びワクチン接種事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策事業並びに防災・減災対策事業によるものです。

それでは、歳出について御説明いたします。

まず、新年度の主な施策につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症対策として、3回目のワクチン接種をはじめ、市独自の支援策により、検査助成事業や自宅療養者等への生活支援並びに生活困窮者への支援事業に取り組むとともに、地域の経済対策として、プレミアム付商品券発行事業や農業者・事業者支援に取り組みます。

また、令和3年8月の豪雨災害による復旧事業に全力で取り組んでまいります。

さらに、防災・減災対策の観点から、治水整備事業や河川改良事業を推進するとともに、防災拠点または市民の交流の場として、誰もが安心して利用できる庁舎を整備するため、新庁舎建設事業を進めてまいります。

次に、人口減少対策といたしまして、引き続き移住・定住促進を図るため、新築や中古住宅取得並びに若者世帯への家賃、引っ越し費用等への支援のほか、子育て、教育分野では、やめっこ夢祝金や小中学校入学祝金、路線バス通学定期券補助事業、高校生等の給付型奨学金などの経済的支援のほか、未来を担う子どもたちが安心して充実した日常生活や学校生活を送るための環境づくりのため、子どもの居場所づくりや各種相談事業に取り組みます。

さらに本市在住、出身の大学生等が、ふるさと八女に誇りと愛郷心を育むための事業について新たに取り組みます。

次に、農林業をはじめとした地域産業の成長の加速化を図るため、森林資源の活用や農業生産基盤の強化、後継者並びに新規就農支援に取り組む、併せて若者の地域定着を図るため、雇用・就労機会の確保に取り組みます。

続きまして、歳入の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、市税につきましては、国、県の新型コロナウイルス感染症対策の一定の効果を捉え、地方交付税につきましては、国の地方財政計画を反映して、それぞれ増額を見込み、また、ふるさと支援寄附金につきましては、これまでの実績等を踏まえ、増額を見込んでおります。

また、新庁舎建設事業並びに治水整備事業、河川改良事業の財源として、市債及び基金の繰入金を計上しております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては予算審議資料を配信しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

議案第25号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は8,791,377千円で、対前年度比は0.26%の減となっております。

主な内容は、保険給付費と県への納付金でございます。

議案第26号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は7,760,068千円で、対前年度比0.1%の減となっております。

主な内容は、各種介護保険サービスのための保険給付費でございます。

議案第27号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は1,162,251千円で、対前年度比0.9%の増となっております。

主な内容は、後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

議案第28号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は74,164千円で、対前年度比10.7%の増となっております。

主な内容は、一般管理費と医業費でございます。

議案第29号、第30号。

議案第29号及び第30号につきましては、一括して御説明申し上げます。

これらは八女市黒木町串毛及び木屋、それぞれの財産区の令和4年度特別会計予算で、財産区の財産を管理するための経費でございます。

議案第31号 令和4年度八女市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度は給水戸数を1万5,811戸、年間総有収水量を330万立方メートルと見込んでおります。

予算総額は、収益的収入及び支出では、水道事業収益993,445千円、水道事業費用953,865千円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入660,937千円、資本的支出1,156,039千円を予定いたしております。

主な建設改良工事としましては、豊岡地区水道整備における送・配水管布設工事、また、申請などに基づく配水管布設工事、公共下水道工事等に伴う配水管移設工事でございます。

議案第32号 令和4年度八女市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度は、接続戸数を4,273戸、年間総有収水量を132万9,000立方メートルと見込んでおります。

予算総額は、収益的収入及び支出では、下水道事業収益828,154千円、下水道事業費用785,216千円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入871,136千円、資本的支出1,143,855千円を予定しております。

主な建設改良工事としましては、龍ヶ原及び蒲原地内を中心に行う公共下水道の管渠布設工事、農業集落排水処理施設のポンプ更新工事等でございます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分に御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

次に、厚生常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

委員会提出議案第1号 知的障害者が安心して暮らせる制度の充実を求める意見書（案）について提案理由の説明を行います。この意見書案は、先ほど採択されました請願第7号の趣旨に基づくものであります。

日本政府は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者の権利に関する条約を批准していますが、批准に先駆けて施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）は、実態にそぐわない不合理な面があることも指摘されています。

知的障がい者は障がいの程度を問わず、生涯を通じて24時間切れ目のない支援と見守りを必要としていますが、昼夜の一体的な運営を行う障害者支援施設においては、より豊かな生活を享受できる施設にするとともに、昼夜を通じて適切な支援が可能な職員配置ができるように法制度を整えることが求められています。また、グループホーム等についても同様に充実させるべきです。

次に、知的障がい者は障害支援区分では計り知れない様々な特性があり、障がいの程度で支援の量と質を決めるのではなく、心身の状況に合わせて支援を行うべきであり、一人一人に寄り添った仕組みに変えるべきです。

さらに、障がい福祉サービスの日額制は事業者の不安定な経営状態を招き、支援の質と量の低下につながっています。また、職員の賃金が低く、成り手不足を招く一因ともなってい

ます。このような問題を解決するためにも、恒常的に必要とされる報酬については月額制とし、事業者の経営安定を図り、利用者が安定した支援を受けられるようにすべきです。

また、障がい福祉サービスの利用契約は、知的障がい者本人と事業者の間で締結されていますが、国及び地方公共団体の公的責任が明確でないばかりか、むしろ、その後退が進む懸念があります。障がい福祉サービスの利用については、障がい者本人及びその家族の意思決定を国及び地方公共団体が責任を持って担保すべきです。

以上のことから、知的障がい者が安心して暮らせる制度のさらなる充実のため、4項目について十分な措置を講じられるよう、衆参両議院及び関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第5 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第5. 議案審議を行います。

委員会提出議案第1号 知的障害者が安心して暮らせる制度の充実を求める意見書を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出いたしますので、御了承願います。

日程第6 請願委員会付託

○議長（角田恵一君）

日程第6. 請願委員会付託を行います。

本定例会において受理した請願は2件であります。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（井手勇一君）

〔朗読省略〕

○議長（角田恵一君）

局長朗読のとおり、請願2件を会議規則第137条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は2月28日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時6分 散会